

## 政教分離問題

政教分離の原則から、創価学会と公明党との関係は議論の対象となった。内閣法制局は「宗教団体が特定の政党を支援することについて、なんら憲法に抵触するものではない」と見解を出している。そのため創価学会は、この問題を解決したものであるとした。

しかし実態としては、現在でも創価学会と公明党とで定期的に連絡会議が持たれるなど両者の関係は密接であり、報道などにおいても「公明党の支持母体である創価学会」という形で公然と扱われていることも事実である。

そのため、創価学会が批判される時は「創価学会と公明党との表裏一体の関係が問題である」点を指摘されることが多い。実際、創価学会は数多くの利益誘導を公明党を通じて行ってきた。近年では2003年4月に「創価学会の要請で公明党が制定した」名誉毀損の賠償金額を上げる法案などがその一つとして挙げられる。この法案の目的は『週刊新潮』などの反創価メディアへの牽制である事は言うまでもない。

## フランスでの「カルト報告」

「新しい型の宗教組織による法の侵害に関するEC議会決議」（1984年）に基づいて、以後、フランスでは、国民会議にセクト（カルト）に関する報告書が提出され、創価学会はセクト（カルト）とされている。「フランスにおけるセクト——信教の自由の表現か、もしくは悪質な担ぎ屋か」（1985年）では、根拠とされた日本の週刊誌の記事の信憑性が否定された（創価学会が勝訴した）。しかし「フランスにおけるセクト（カルト）教団」（1995年）・「セクトと金」（1999年）・「セクト（カルト）運動防止・抑制強化法（2001年）」では、未だ根拠の信憑性は否定されていない（創価学会が敗訴した）。

「フランスにおけるセクト（カルト）教団」（1995年）には、創価学会が1990年に日蓮正宗と分裂したこと、女性信者が多いこと、信者に秘密の仕事や様々な不正行為や詐欺行為をさせていること、などが記載されている。

「セクトと金」（1999年）では、パリ行政裁判所判決（1996年12月10日）を引用して、創価学会が、雑誌、パンフレット、本、アクセサリー、セミナーなどの営利活動によって収入の大半を得ており、マージンは42.2%～49.64%（この種の分野では最高の率）であることを紹介している。また資産は2億4000万フラン（約38億円）相当であり、年間予算は調査によれば約2億4000万フラン（約38億4000万円）に達する。

「セクト(カルト)運動防止・抑制強化法（2001年）」は、フランス国民議会（下院）で全会派一致により可決・成立した法律で、創価学会の活動をフランス国内で行われている宗教に名を借りた反社会的活動とし、議会内に設置されたカルト調査委員会が入念に調査することとなった。日本国内では創価学会側から表立ったフランス政府やEC議会批判は無いが、一信者によるフランス政府は創価学会のすばらしさを理解できない（感情的な表現）の集団で、弾圧目的でセクト（カルト）運動防止・抑制強化法を成立させた。（要約）と言う内容の恣意的な解説が創価学会員の間で支持されている。

(wikipedia)